

幸手都市計画道路の変更(埼玉県決定)

都市計画道路3・4・82深輪産業団地線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・82	深輪産業団地線	杉戸町大字椿	杉戸町大字深輪	杉戸町大字深輪	約1,280m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

起点部において接続する国道4号バイパスとの交差点について、一部構造が変更になったことから、構造変更と整合を図るため本路線の一部区域の変更を行うものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、幸手都市計画道路（埼玉県決定）の変更についての理由を示したものです。

I 幸手都市計画区域における位置等

幸手都市計画区域に含まれる土地の区域は、幸手市、北葛飾郡杉戸町及び南埼玉郡宮代町の行政区域の全域であり、都心から40～50km圏にあり、埼玉県の北東部に位置しています。

II 変更の必要性

本路線は、国道4号バイパスから深輪産業団地の中央部を經由する幹線街路として都市計画決定されました。

本路線の起点部において接続する、国道4号バイパスでの暫定2車線から4車線化への供用開始に向け、交通状況を考慮し交差処理方法を再精査した結果、当初想定していた本路線と国道4号バイパスの側道部の交差点について、構造が一部変更となりました。

このため、今回の構造変更との整合を図るため、本路線の隅切り部分を変更するものです。

III 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	内容
3・4・82 深輪産業団地線	約1,280m	2	16m	・一部区域の変更。

IV 関連する都市計画

- ① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）
- ② 区域区分（埼玉県決定）
- ③ 用途地域（杉戸町決定）
- ④ 地区計画（杉戸町決定）
- ⑤ 防火地域及び準防火地域（杉戸町決定）
- ⑥ 下水道（杉戸町決定）